



横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりつじむしょ



暑中お見舞い申し上げます



●弁護士

畑山 穰	関守麻紀子	田井 勝	鈴木 啓示
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
根岸 義道	田渕 大輔	高橋 由美	徳永 吉彦
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	鈴木兼一郎
高橋 宏	浅川 壽一	石崎 明人	

●事務局

塚本 洋子	中村妃奈子
渡部 健二	柳原 康雄
森下 純子	高木麻美子
塩見 祐	大田 順子
石栗ルミ子	大沼 恵
山本 明子	星野 知英
吉田 幸穂	

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 J P R横浜日本大通ビル 8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916

<http://www.yokogo.com>

資生堂争議の

勝利解決

弁護士 高橋 宏



本年1月25日、東京都労働委員会において、資生堂及びアンフィニと原告団との間で、完全勝利和解が成立しました。2009年5月末に、突然、資生堂鎌倉工場を追われ、同日付で30名以上の労働者が、派遣元（形式上は請負）であるアンフィニからも解雇・雇い止めに遭ったのですが、この原告団は、これに対して、解雇等の無効を主張し、当時、東京高裁で闘っていた労働者7名でした。

2008年秋のリーマンショックを契機に、大企業の大規模派遣切りが横行しました。これに対して、全国各地で次々に起きた、非正規労働者による闘いは、新自由主義改革にストップをかけ、2009年夏に、政権交代をも実現させる一因とも

なりました。ただ、日米財界の巻き返しによる新自由主義の再来と、松下PDP最高裁判決によって、非正規労働者が提起した闘いについては、派遣先大企業の責任にまでたどり着けた争議はほとんどありませんでした。

そのような中で、資生堂争議は、全国に広がった資生堂争議支援の声によって、コンプライアンスを重視すべき大企業資生堂に、派遣先大企業のあるべき姿という観点からの決断を迫り、資生堂に争議の責任を取らせることができたのです。裁判所では解決出来なかった紛争を、労働委員会での当事者の協議によって解決したという点でも、資生堂争議の解決は、労働者・市民の大勝利でした。



勝利報告集会で喜ぶ高橋宏弁護士(右)、高橋由美弁護士(中央)、関守麻紀子弁護士(左)



資生堂の責任は認められなかった地裁判決後の記者会見 2014年7月10日

神奈川ファイル不当労働行為・不当解雇事件 と 和解成立の報告

弁護士 田 淵 大 輔



平成24年4月に神奈川ファイルを解雇されたコントラバス奏者の杉本正さん、布施木憲次さんが原職復帰を求めて争ってきた神奈川ファイル不当労働行為・不当解雇事件ですが、平成28年4月8日、中央労働委員会で和解が成立しました。

和解の内容ですが、神奈川ファイルは2人を解雇したことに ついて神奈川県労働委員会において不当労働行為との判断を受け、かつ、紛争が長期にわたり継続したことに、遺憾の意を表明し、神奈川ファイルと2人が所属する神奈川県公務共一般労働組合は、今後、このような事態を招くことがないよう良好な労使関係を構築するため努力することとし、2人が神奈川

ファイルを合意退職する代わりに、神奈川ファイルは相当額の解 決金を支払うというものです。

今回の事件では、神奈川ファイルが2人を解雇したことは、2人が所属する神奈川県公務共一般労働組合の活動を嫌悪して行われた不当労働行為であることとを一貫して主張してきました。そして、平成26年7月24日には神奈川県労働委員会において、2人の主張を全面的に認め、2人を原職に復帰させること等を内容とする救済命令を勝ち取り、平成27年11月26日には横浜地方裁判所において、2人に対する解雇は解雇権の濫用に当たり、無効であるとして、2人の神奈川ファイルに対する労働者と

しての地位の確認と係争期間の 給与の支払を命じる判決が言い渡されていきました。

そのような有利な状況の中、原職復帰を断念する内容の和解に応じることは、2人にとっても関係者にとつても苦渋の決断でしたが、紛争の長期化を回避し、神奈川ファイルにおける労使関係を早期に正常化することを目指すという観点から、和解に応じるとの決断をするに至りました。

2人にとって神奈川ファイルを解雇されたことは、職と生活の糧を奪われるというだけでなく、音楽家としての名誉や尊厳を著しく傷つけられる暴挙でした。

2人が受けた経済的・精神的損害や傷つけられた音楽家としての名誉や尊厳が相当程度回復できると判断したことが和解に応じた理由の一つではありますが、それ以上に、神奈川ファイルにおける労使関係の正常化を優先するという大局的な見地から、2人はあえて身を引く決断をしたものです。

そのため、神奈川ファイルには、和解の内容だけでなく、2人の決断の背景にある思いを真摯に受け止め、労使関係を早期に正常化することで、神奈川県民の宝である神奈川ファイルがさらに発展し、真に県民から愛されるオーケストラになるよう努めることを強く期待したいと思いま す。

6・19 沖縄県民大会に 参加して



弁護士 中村 晋 輔

6月19日、那覇市の奥武山公園で行われた「元海兵隊員による残虐な蛮行を糾弾！ 被害者を追悼し、海兵隊の撤退を求めらる県民大会」に参加しました。ウォーキング途中で元海兵隊員（軍属）に襲われ、若干20歳で命を奪われた被害者の女性を追悼し、二度とこのような事件を繰り返させないために、炎天下の中、約6万5000人（主催者発表）が集まりました。遺族に対する謝罪と完全な補償、在沖海兵隊の撤退、日米地位協定の抜本的改定の3つの要求が決議されました。

10年前の2006年に横須賀市で起きた空母キティホーク乗組員の米兵による出勤途中の女性に対する強盗殺人事件につい

て、横浜地裁（第5民事部 水野邦夫裁判長 2009年5月20日判決）は、「本件のような不幸な出来事が繰り返されないよう、在日米海軍当局に限らず、在日米軍当局において、これまで米軍人による事件等の防止に向けて積み上げてきた経験を参考に、適切にその監督権限を行使し、その時々々の状況に応じた有効な監督措置を講じていくことが必要である」という見解を示しました。

しかしながら、横浜地裁がこの判決に込めた思いは、米軍や日米政府には伝わっておらず、米軍を駐留させているこの日本において「不幸な出来事」が繰り返されています。



2016年6月19日 沖縄県民大会

安非法制違憲訴訟神奈川でも提訴!

弁護士 関守麻紀子

2015年9月19日は、忘れられない、忘れてはならない日になりました。多くの国民の声に反して、また、憲法学者、元最高裁判事、弁護士などの法律家の意見に耳を傾けることなく、法案が強行採決され、「完全保障法制」が「成立」した日です。

神奈川では、直前の16日、特別委員会の公聴会が行われ、会場の新横浜プリンスホテルを取り囲んで多くの市民が集まり、採決を強行してはならない、との考えを国会に届けるため、必死に声を上げました。

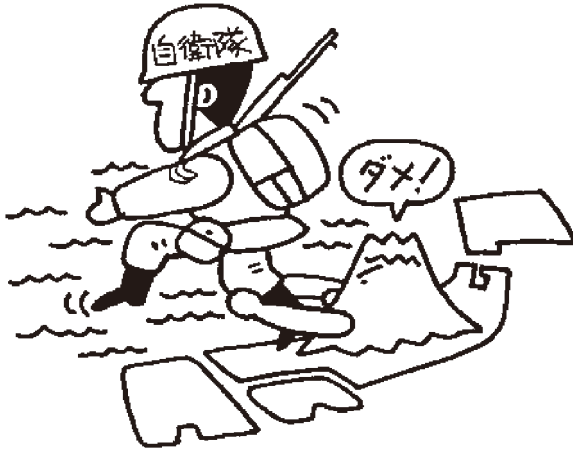
法成立後も、立憲主義、民主主義の破壊を許してはならない、と、全国各地で、様々な人々が、法の廃止を求め、発動を許

さないための取り組みをしています。

そのような取り組みの一貫として、安非法制が違憲であること

を司法であきらかにすべく、「安非法制違憲訴訟」を提起することになりました。

すでに東京と福島は全国に先



駆けて4月26日、訴訟を提起しています。その後、高知、大阪、長崎、岡山、さいたま、と次々と提訴されています。

神奈川でも、安非法制違憲訴訟を提起します。自衛隊の、集団的自衛権行使としての出動、後方支援活動・協力支援活動としての海外派遣や物品・役務の提供、安全確保業務や駆け付け警護が課される南スーダンへの派遣の禁止を禁じる差止訴訟と、私達市民の平和的生存権、人格権の侵害を理由とする慰謝料請求の訴訟、を提起したいと考えています。

原告として裁判に訴えたい方、訴訟を応援するサポーターになって頂ける方、いっしょにやりませんか!



神奈川県議会の問題点 (県議会の「おらがルール」)



弁護士 高橋 由美

今回、神奈川県議会の議会運営委員会を傍聴して、非常に、何とというか違和感を覚ええました。そこで、題して、よくわかる「神奈川県議会、おらがムラルール！」をお届けします。議運を夜中の2時過ぎまで傍聴した私の素直な感想に基づきます。

【神奈川県議会

おらがムラルール！】

県民に傍聴させようという姿勢がない。議会運営委員会は、県民に聞かせたくない議題になると、一旦昼間は「休会」にして、夜中の1時過ぎに議運を始める。県民は、傍聴したいときには、休会明けにいつでも傍聴できるように、その日は朝の10時に県庁に行き、その後、議運が再開されるまでひたすら（夜中の1時であつても）待つ。その忍耐のある県民だけが議運を傍聴することができるのだ：ちなみに県の職員もずっと夜中になつても残っている。ナニ無駄??聞こえんな

例えば、毎年6月の議会で正副議長の改選をしていたとしても、議運でそれを議題に乗せる

ことを決めなければ、絶対に！県民に知らせてはならないっ！議長サマが毎年好意で改選してくださってるのに過ぎないのだ。それなのに「毎年改選することが慣習」なんていうヤツは、議長サマの不信任動議を出す怪しからん輩だ！不信任動議を出すような奴らは信用できん!! ナニ？県民の負託を受けてる？そんなもの知るか?!議長サマのいうことは絶対なのじゃ！

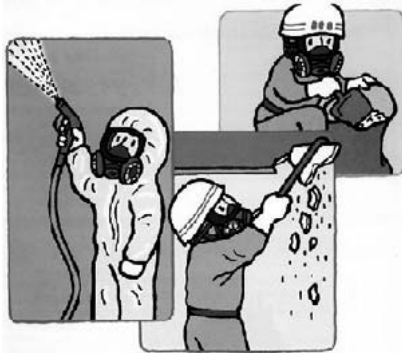
「ミスが多い」っていうのは、この「神奈川県議会ムラ」でのルール違反のことであるっ！みんなで頑張つて議論したことを、「県民の利益に資さない」なんて、ズバツと本当のことを言うなんて、じゃなかった、ズバツと切るなんて、ひどいじゃないか。僕たちは僕たちの決めたことに真正面から意見を言うやつとは、金輪際、一緒に視察には行かないんだ！

交渉会派の代表質問を削ろうとしたら、なんだか県民が傍聴にたくさん来るわ、県庁前でスタンディングやるやらの騒ぎになった：だから、とりあえず、議運で交渉会派の代表質問を削

るのはマズイからやめとく！でも本会議で「共産党の猛省を求める決議」は採択しちゃうもね。法的な拘束力がない？いいんだよーなくつても。天下の神奈川県議会サマが決めたんだからね。

(神奈川県議会おらがムラルールは冬号に続きます。：続くのか?)





最終局面へ 建設アスベスト訴訟

弁護士 田井 勝

建設アスベスト訴訟について紹介します。この裁判は、神奈川県で建設作業に従事し、アスベスト粉塵を吸い続けた結果、

肺がんや中皮腫などの被害にあわれた方が、その危険なアスベスト含有建材を製造販売し続けた企業と、適切な規制を怠り流通を促進した国に対して損害賠償を求めている訴訟です。

現在、第1陣裁判(原告数約80名)が東京高裁第5民事部で争われ、第2陣裁判(原告数約40名)が横浜地裁第2民事部で争われています。神奈川以外にも、東京・福岡・大阪・京都・北海道といった全国各地で訴訟が行われています。

本年1月、京都地裁において、製造企業の責任を認める画期的な判決がありました。これまでは東京・福岡・大阪において国の責任を認める判決がでていましたが、製造企業の責任を認めたのははじめてです。

他の訴訟においても、漫然とアスベスト含有建材を製造販売し続けた企業の責任に関する言及はありません。ただ結論としては、原告が当時使用した建材を特定することができないという理由で賠償が認められていませんでした。それに対して京都判決では、建材の特定と企業の絞り込み作業を最大限尽くした原告側の姿勢を受け止めて、裁判所自らが被告企業の不法行為責任の成立を丁寧に検討し、企業9社(ニチアス(株)、ノザワ(株)などの建材メーカー大手)の責任を認めるに至っています。

被告の双方に対し、様々な補充の主張等が求められております。裁判所も本腰となつて、企業の責任を認めようとする姿勢があらわれてきています。いい判決を取り、最終解決できるよう、頑張っていきたいと思っております。

※弁護士団は現在、アスベスト被害救済ホットラインによる電話相談を行っています。アスベスト粉塵を吸って被害にあわれた方を対象として、労災申請や、あるいは訴訟での救済方法についてアドバイスをしています。

電話番号は045-165112433(受付時間:月~金 午前9時~午後5時です。いただいた電話について、その後弁護士から折り返しの電話連絡をします。お電話待っています。



「大京企画事件」

弁護士 清水 俊



弁護士は、社会的正義の実現を使命とする(弁護士法1条)。弁護士の不祥事は後を絶たないが、依然として、市民の弁護士に対する信頼は厚い。そのような信頼を大きく揺るがす事件が「大京企画事件」である。

ある詐欺集団は、実態のない会社を設立しては、中小企業を標的として工具や設備機器の大量発注を行い、代金支払日前に夜逃げするという、いわゆる「取込詐欺」を10数年間継続してきた。その夜逃げ直後に登場するのが弁護士である。弁護士は被

害者らに対し、事実上倒産したと告げて引導を渡し、その間に実行犯らが逃亡・証拠隠滅を図って新たな取込詐欺の拠点を築く、という重要な役割を果たしていた。

平成25年秋、詐欺会社の一つ「大京企画」の被害者らは、それまで全く横のつながりがなかったものの、「大京企画許すまじ」の想いを一つに、東京土建組合の協力の下、被害者団・弁護士団を組織した。

一般に(取込)詐欺事案では、事件化や被害回復は困難で、泣

き寝入りするのがほとんどであるが、被害者団は執念で犯人を文字通り「追跡」して証拠を集め、実行犯らを刑事告訴し、逮捕・起訴につなげた。その動きが神奈川県警にも火をつけ、現在、詐欺会社「ナカシン商会」の取込詐欺も立件された。

他方で、被害者団はむしろ火消し役弁護士に対してより大きな怒りを覚えている。なぜなら大京企画の弁護士は、合計3社の詐欺会社の代理人を務めており、取込詐欺であることを認識していた(あるいは簡単に認識

できた)はずにもかかわらず、あえて実行犯らの逃亡や証拠隠滅を助けていたからである。

被害者団(原告団)は、弁護士が自らの職責を果たし、被害品やその売却代金を確保していれば一定の被害回復が図れていたはずだと、実行犯らとともに弁護士をも被告として民事賠償を求める裁判を闘っている。



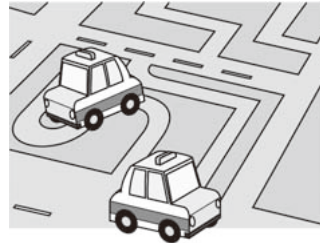
自動車教習所における組合のたたかい

弁護士 徳 永 吉 彦



今回は、私と事務所の弁護士が担当している労働事件を紹介いたします。

KANTOモータースクールでは、長期間にわたって、就業



規則で決められている基本給や手当等が新しく入ってくる組合員に教えられることがなく、個々の労働者との間で個別の賃金決定を行う等、違法な運用が行われており、本来であればもたえるはずの給与がもらえない状況が生じていました。

そのため、その違法な運用が発覚して以降、西口校労働組合は再三にわたってその是正を申し入れていましたが、それらを会社が聞き入れることはなく、かえって、就業規則を一方的に

改定し、新賃金制度（評価制度）の導入と称して給与等削減が行われました。つまり、会社は、評価制度を導入することによって（ルールを作り替えることで）、本来であれば違法状態であるにもかかわらず、それが適法であるかのごとく、現状を変えようとしたのです。

また、会社は、組合がその点について抗議をしたところ、就業規則制定当時の事情を知り、賃金制度の策定に携わってきた元組合長2人を、一方的にそれ

ぞれ別の教習所（他の教習所に移ると労働組合も移る仕組みになっていきます）に転勤させ、団体交渉等に参加させないようにしました。

他にも、会社は、組合に対し様々な嫌がらせをしていたことから、西口校労働組合は、これらの行為が不当労働行為であるとして、神奈川県労働委員会へ救済命令の申立を行いました。このような、組合潰しが許されてはいけません。解決に向けて頑張っていきたいと思えます。

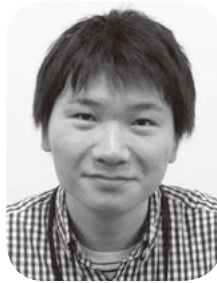
「税理士・司法書士との共同企画 『三青会』」

弁護士 鈴木 啓 示

当事務所の弁護士全員が所属する青年法律家協会神奈川支部は、青年税理士クラブ、青年司法書士協議会と合同で「三青会」という組織を構成し、勉強会、

合同相談会を行っています（3団体どれも「青」がつくので「三青会」）。

ここ数年は、毎年秋にラゾーナ川崎で、春には小田原で「弁



護士・税理士・司法書士による無料相談会」として相続や遺言を中心に、法律・税金・登記の総合相談会を行っています。

普段、弁護士への相談では税



金についても不安を抱えている方も多いのですが、この合同相談会ではそのような悩みも一挙に解決できるということでもとても好評です。

特に相続の場面では、希望通りに相続させようとしたら、相

続税が想像以上に高額となってしまい、相続人が相続税の支払に困ってしまうということも良くある話です。

また、相続財産として不動産が多いので、できる限り今のうちに相続税対策をしたいという

相談者も多くいますが、相続税対策としての不動産贈与については司法書士もいるので登記手續サポートも万全です。

私自身も、税理士や司法書士の仕事について理解を深めることができ貴重な機会となっております。

ます。

この三青会の繋がりは、日々の業務においても活かされていますので「税理士、司法書士を紹介して欲しい」というご要望もお気軽にいただければと思います。

スペインの刑事施設 「マザーズユニットを訪ねて」

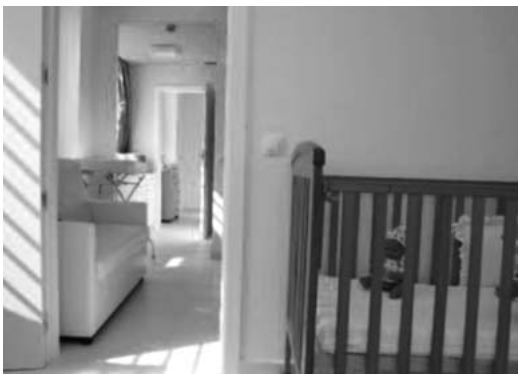
弁護士 海渡 双葉



今年の日弁連の人権大会第三分科会「死刑廃止と拘禁刑の改革を考える」寛容と共生の社会をめざして」の実行委員を拝命し、10月の人権大会に向けて準備を進めています。5月には、ロンドンとマドリッドを視察し、刑罰制度と刑事施設処遇の実態について学んできました。この海外視察の中で特に印象に残った、スペインの刑事施設マザーズユニットについて、ご報告します。

ハイメ・ガラルダ・マザーズ

ユニットは、マドリッド市内の住宅地にあり、3歳までの子を持つ女性受刑者が入所する刑務所で、視察時には母親17名、子ども18名が入所していました。同施設の最優先の目的は、子どもも利益であり、子どもが刑務所に閉じ込められていることが分らないように工夫され、施設スタッフも制服を着ていません。大きな中庭があり、ブランコ、滑り台、砂場、プールなどが配置され、子ども達が仲良く遊んでいました。



マザーズユニットの居室の様子

受刑者である母親は、朝に子どもを施設外の幼稚園に送り出し、その後は職業訓練等を受けます。午後には子どもを幼稚園に迎えに行き、施設に戻って、

子どもを中庭で遊ばせたり、お風呂に入れたり、簡単な夕食を作って居室で食べて、一緒に眠ります。

同施設には、幼児教育の専門

家などのスタッフもいて、アドバイスを受けながら子どもを育てるスキルも身に付けることができます。受刑者の社会復帰と再犯防止のため、そして何より、

子どもが母と共に健やかに育つために、施設が運用され、実際に機能していることに感銘を受けた旅でした。

中国の東北地方に行きました

弁護士 石崎 明人



ゴールデンウィークに、ふらりと中国東北地方（ハルビンと長春）に行ってきました。

少し時間が取れることになったので、近場で行ったことがなく、ベタでない場所（ゴールデンウィークなので上海とか混みそうだし）ということで、書店でたまたま見かけたハルビンとその周辺を行き先に決めました。おかげで日本人には全く会いませんでした。

実は中国本土に上陸したのは初めてで、興味深かったのは街中で見かける、スパイは処罰する、盗聴に注意しろ、という趣

旨の掲示物でした。また、googleやyoutube、facebookやtwitter、LINEなんかはもちろん接続不能で、ああ、日本は自由が保障されて素晴らしいなと感じたものでした。

ハルビンはかつてロシア帝国が行った鉄道の敷設により交通の要衝として栄えました。ロシア風建築物と中国の地方都市の雰囲気味わえてなかなか面白かったです。英語がほぼ通じないのには難儀しましたが：

そういえばこの辺りはかつて満州国であったということで、ハルビンでは731部隊罪証陳

列館を見学し、長春では満州国時代の皇宮博物院や日本風建築物を見て回りました。この辺の歴史については日本の右翼はこんなデタラメ言ってるぞ！という展示もあって少し複雑な気分になりました。

事前情報なしの行き当たりばつたりの旅はやっぱり楽しいですね。また時間を見つけて訪問してみたいものです。



聖ソフィア大聖堂

牧羊犬と暮らす

最も賢い犬種・ボーダーコリー



弁護士 浅川 壽一



四年前から牧羊犬と暮らしています。白黒のボーダーコリー、四歳の男の子。イエス・キリストの忠実な弟子「ヨハネ」から、英語読みである「ジョン」と名をつけました。人懐っこい性格で、近所で有名な人気者です。

ボーダーと暮らし始めて、すぐに他の犬との違いに気がつきました。恐ろしく頭が良い。物事の先を読んで行動したり、人の意図をも読もうとします。

ジョンが一歳になる頃、ドッグランに連れて行ったときのことです。他の犬が追いかけてくるので、ジョンはまだ幼いにもかかわらず、「待ち伏せ」をしたのです。他の犬たちがじゃれ合いながら帰ってくるのを待ち、近くにやってきたところで、遊

びに合流する。この狡猾さには、ドッグランの管理人も驚いていました。

こうした魅力がある反面、しつけの難しさは、筆者が経験した犬種の中で、ダントツの一位です。牧羊犬として働くために、犬の祖先である狼の能力を多く残しているためだと思われま

す。ハンドラーの状況判断やコマンドが下手だと、自分で判断して行動を開始してしまい、問題行動を起こしてしまう。そのため、家族に迎えたけれども、飼い主の手に負えなくなってしまう率、手放さざるをえなくなってしまう率が非常に高い犬種でもあります。

そんなボーダーや飼い主のために、「ボーダーコリー・レスキューネットワーク」というボ

ランティア団体があります。一頭でも多くのボーダーたちに、幸せな出会いがあることを願っ

ています。本当は、素晴らしい才能を持った子たちなのですから。



すごいぞお！糖質ダイエット

劇的ダウンサイジング生活

弁護士 北 神 英 典

まんまる顔が…



スリムになりました

ダイエットで激的にスリムになりました。高校時代の体形を取り戻し、甘酸っぱい青春が帰って来たような喜びに浸っています。

ダイエットを始めたのは去年(平成27年)8月25日、要再検を警告する半日人間ドックの結果が届いたことがきっかけでした。夜な夜な書面を書き飛ばしながら間食の限りを尽くしてきた報いで、体重、血糖値、コレステロールなど、多数の検査項目で基準値をオーバーしていました。

検査結果の用紙を握りしめて一日ぼう然として過ごした後、少なくとも弁護士登録時の体重

まで7キロは落とそうと決意しました。行きつけの八重洲ブックセンターで目を皿のようにしてダイエット本を漁ったところ、出会ったのが糖質ダイエットの本でした。

糖質ダイエットは、太る最大の原因は、ごはん、パン、うどん、そばなど炭水化物系の食材にあるとみて、炭水化物(糖質)をできるだけ摂取しない食生活を心がけるといふものです。半信半疑で、繊維質の野菜、魚や肉、卵といったたんぱく質を中心とした食生活に切り替えてみました。同時に、筋肉が落ちないよう8階の事務所までエレベーターを使わずに階段を上る

ことを習慣づけることにしました。

すると、タプンタプン揺れていたお腹はみるみる小さくなり、体重は半年と経たずに22キロ減り、ウエストは15センチ縮みました。体調もすこぶる快調です。ダウンサイジングの途中には、買い換えたばかりのズボンが次々ゆるくて履けなくなり、無駄になってしまう悲哀もありましたが、体が軽いこと何にも替えがたい喜びです。

これからは、法律相談だけでなく、ダイエットのご相談も広くお待ちしております。

学生のおきにはなかつた やり甲斐や喜び



弁護士 鈴木 兼 一 郎

はじめまして。今年の1月から当事務所にて勤務しております鈴木兼一郎と申します。

私の生まれは横浜市の戸塚区で、高校までずっと戸塚で暮らしていました。大学に入ってから、東京都国立市という、タスキの生息する東京とは思えないところで暮らしていました。国立市もすごくいいところでしたが、この度出身地の神奈川県で働けることとなり、大変うれしく思っています。

弁護士として駆け出したばかりの私ですが、徐々に弁護士としてのやり甲斐や大変さを実感し始めています。

やり甲斐を感じるのには、やはり様々な事件で、依頼者の方から感謝の言葉をいただく時や、事件が終了したときに明るい声で話されている様子を見る時です。このやり甲斐・喜びは学生のときにはなかったもので、「ああ、弁護士になって良かったなあ」としみじみ感じます。一方で、大変さというのもあり、仕事で上手くいかないときや相手方と厳しいやりとりをした後などには、グツタリとして

しまい「ああ、弁護士になったのだなあ」と率直に感じます。

そんなときは趣味の横浜DeNAベイスターズの応援をしに横浜スタジアムへ行き、応援歌を大声で歌ったり、みんなで飲みに行ったりして、また気持ちをリセットして仕事に向かっています。

実は私は平成元年生まれで、当事務所初の平成生まれの弁護士です。ベテランの先生に経験は及びませんが、若さでは負けません。「ああ、弁護士になって良かったなあ」と感じられる機会が増えるよう、精一杯頑張ります！

これからどうぞよろしくお願います。





法律相談のご案内

当事務所は、毎日法律相談をおこなっています。

事前に電話でご予約のうえ、お越してください。ご要望に応じて他の時間についてもできるかぎり法律相談をお受けいたしますので、ご予約の際にお問い合わせください。

当日は、関係があると思われる書類等をお持ちください。弁護士のほうから、事実関係(いつ、どこで、誰が、何を、どうした)について具体的にお聞きます。できればメモにして整理しておいていただくと、ますます充実したアドバイスが可能になります。

記

予約受付時間帯：平日 9 時～18 時(水曜のみ～17 時)

法律相談の時間帯：平日 9 時～18 時(水曜のみ～17 時)

土曜 13 時～14 時 30 分

法律相談料：1 回(45 分)5000 円＋税

法律相談のご予約はメールでもできます。

詳しくは当事務所のホームページをご覧ください。

なお、事務所でいう通常の法律相談の他にも、コープかながわ たまプラーザ店さんの協力を得て、無料出張法律相談も行っております。

たまプラーザ無料出張法律相談の予約フォームは別にございますので、ホームページをご覧ください。

出前講座のご案内

身近な問題(例：ご夫婦の問題や相続の問題、遺言書の書き方)や憲法問題をはじめとする、暮らしに密接に関係する法律の各種勉強会などに、弁護士を派遣する「出前講座」もおこなっています。

どうぞお気軽にお問い合わせください。





戦争法反対!